

パンフレット「はまつの介護 保険(平成28年度版)」

広告主募集

平成28年3月発行予定のパンフレット「介護保険料のお知らせです(平成28年度版)」に広告掲載を希望する事業所を募集します。

- 募集期間 平成28年1月15日(金)～2月5日(金)
- 対象 浜松市内に所在する介護保険法による指定または許可を受けた介護サービス事業所
- 必要書類 (封筒(様式任意、あて先：浜松市役所介護保険課)封入にて提出または郵送してください)
 - ・広告企画書
 - ・広告デザイン案原稿(参考)
 - ・市税の納税証明書(発行手数料が1枚につき350円かかります)
(現年度27年度分)

◎選定結果については募集期間終了後1週間以内を目途に電話にて連絡し、その後文書にて通知いたします。

※詳細については別添募集要領をご覧ください。申請書類様式データは浜松市ウェブサイトにてダウンロードできます。

ホーム → 事業者の方 → 福祉・介護 →
介護保険事業者の皆様へ → お知らせ

お問い合わせ先：

浜松市役所 介護保険課 総務・給付グループ 担当：藤下

〒430-8652

浜松市中区元城町103-2

電話：(053)-457-2862

FAX：(053)-450-0084

平成 年 月 日

広 告 企 画 書

(あて先)浜松市長

パンフレット「はままつの介護保険(平成28年度版)」への広告掲載を希望するため、次のとおり提案します。

申込者	所在 地	〒 一	
	ふりがな 名 称		
	ふりがな 代表者職名・氏名		
	担当者	部 署	
		ふりがな 氏 名	
	連絡先	T E L	
		F A X	
		E-mail	
	業 种	浜松市内に所在する介護保険法による指定または許可を受けた介護サービス事業所	
	企画内容	※別紙にてデザイン案(縦85mm×横85mm)を添付してください。	
条件	・各種法令及び浜松市の広告関連規定を遵守し、実施にあたっては浜松市の指示に従います。 ・別添の納税証明書のとおり、浜松市税の未納はありません。		
その他			

広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関する、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本市の資産への広告掲載は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ホームページ、財産等の本市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載等の決定及び基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (9) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告媒体の選定)

第5条 掲載等を行う広告媒体は、それぞれの所管部局長が財務部長に協議して定める。ただし、定例的な広告媒体を除く。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び掲載位置等は、広告媒体ごとに所管部局長が財務部長に協議して定める。ただし、定例的な広告媒体を除く。

(広告の募集)

第7条 広告の掲載に際し、広告媒体を所管する部局長は、あらかじめ次の事項を定めるものとする。

- (1) 広告掲載等を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 掲載料金
- (4) 広告の募集方法
- (5) 広告の選定方法
- (6) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

2 広告の募集は、当該広告を所管する部局長が前項各号に掲げる事項を記載した募集要項を定めを行うものとする。

(審査機関等)

第8条 広告の掲載の可否を審査するため、浜松市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 財務部長
 - (2) 財務部財政課長
 - (3) 企画調整部広聴広報課長
 - (4) 企画調整部企画課長
 - (5) 市民部市民生活課長
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、財務部長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、財務部財政課長をもって充て、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 前各項の規定にかかわらず、定例的な広告媒体に係る広告の掲載の可否は、それぞれの所管部局長が財務部財政課長に協議して定める。

(会議)

第9条 委員会の会議は、広告の内容等に疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が召集する。

- 2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、広告媒体を所管する課長等関係者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、財務部財政課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財務部長が定める。

附則

この要綱は、平成18年12月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、本市が発行、制作する広告媒体に掲載する広告の基準を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 本市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(個別の基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) ギャンブルにかかるもの
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法及び社会更正法による再生・更正手続中の事業者
- (8) 浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81条）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは、掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 政治性及び宗教性のあるもの
 - エ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - オ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - カ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - キ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - ク 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - ケ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - コ 社会的に不適切なもの
 - サ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現の禁止
- イ 射幸心を著しくあおる表現の禁止
- ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う医療行為
- キ 責任の所在が明確でないもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着及び裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写など善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(WEB ページに関する基準)

第6条 WEB ページへの広告に関しては、WEB ページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしている WEB ページの内容についてもこの基準を適用する。

パンフレット「はままつの介護保険(平成28年度版)」広告募集要領

(目的)

第1条 この要領は、パンフレット「はままつの介護保険(平成28年度版)」への広告掲載に関する事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第2条 広告を掲載することができる者、広告の内容、広告デザインの範囲は、浜松市広告掲載要綱（平成18年12月5日施行）第4条及び浜松市広告掲載基準（平成18年12月5日施行）の規定に準ずるものとする。

2 広告を掲載することができる者、広告の規格、広告の掲載位置、広告の使用期間等、詳細についてはパンフレット「はままつの介護保険(平成28年度版)」募集要項によるものとする。ただし、市税の未納がない者に限る。

(広告掲載希望者の募集)

第3条 広告掲載希望者の募集は、公募により行うものとする。

2 介護保険課長は、公募に代え、広告主となり得る者に広告掲載案内による募集をすることができるものとする。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料については、類似する広告の市場価格やパンフレット作成に係る事務経費等を勘案し、最低価格を介護保険課長が決定する。

2 広告主は、広告掲載料を、指定する期日までに納付するものとする。ただし、介護保険課長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

第5条 パンフレット「はままつの介護保険(平成28年度版)」への広告掲載希望者は、広告企画書（第1号様式）・申立書（第1の1号様式）により、直接または郵送で介護保険課長が指定する期間内に市長に申し込むこととする。

(広告掲載の可否)

第6条 広告掲載の可否の決定は、第2条の規定に基づき、浜松市広告審査委員会の協議を経て、浜松市長（以下「市長」という）が行う。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したとき、その結果並びに掲載内容及び条件等について、パンフレット「はままつの介護保険(平成28年度版)」広告掲載決定通知書（第2号様式）又はパンフレット「はままつの介護保険(平成28年度版)」広告非掲載決定通知書（第3号様式）により広告掲載希望者に通知する。

3 市長は、広告掲載希望者が複数あるときは、金額の高いものを優先する。また、同額の場合は抽選により決定する。

(広告掲載内容の承諾)

第7条 広告掲載をすることができる旨の決定を受けた者（以下「広告主」という）は、掲載内容及び条件等を掲載したパンフレット「はままつの介護保険(平成28年度版)」広告掲載契約書を市長と取り交わすものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告主は、広告原稿（完全版下原稿）を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿（完全版下原稿）は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容、デザイン等の審議及び協議)

第9条 広告の内容及びデザイン等については、市及びパンフレット「はままつの介護保険(平成28年度版)」の信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と市が必ず協議することとする。

2 デザイン等広告表現については、利用者が市の事業であると錯認しやすいものは禁止する。

(広告内容等の変更要求)

第10条 市長は、広告の内容及びデザインが各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第11条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(2) 前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき。

(3) 広告主、広告の内容等が各種法令に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触しているときで、前条の規定によつても解消できないとき。

(4) その他、パンフレット「はままつの介護保険(平成28年度版)」への広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

第12条 広告主は、広告掲載決定後、以下の理由による場合は広告掲載を取り下げることができるものとする。

(1) 仕様書の大幅な変更により広告掲載の目的を達成することができないとき。

(2) 市の責めに帰すべき事由により広告掲載を履行することができないとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 印刷以降は、取り下げできない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合には、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(損害賠償)

第14条 広告主は、その責めに帰すべき事由により、この要領に定める事由を履行せず、浜松市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を浜松市に弁償することとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、疑義が生じたときは双方協議のうえ決定するものとする。

附則

この要領は、平成28年1月15日から施行する。

パンフレット「はままつの介護保険(平成28年度版)」募集要項

広告掲載媒体	パンフレット「はままつの介護保険(平成28年度版)」
規格	A4 48ページ 4色カラー
発行部数	15,000部 及び浜松市ウェブサイトでのPDFデータ公開
発行頻度	年1回 及び年度途中にて増刷の場合があります。
発行日	平成28年3月下旬
配布期間(広告使用期間)	平成28年3月末～平成29年3月末(1年間) (予定)
内容	介護保険制度及び介護保険に関する手続きの概略について周知を図る
配布方法	浜松市介護保険課、各区長寿保険課、一部協働センター等での配布 及び浜松市ウェブサイトでのPDFデータ公開
発行元	浜松市健康福祉部介護保険課

掲載可能な広告について

掲載面・位置	裏表紙 下段
スペース	A4の1／3程度のスペース 縦2分割 縦85mm、横85mm
枠数	2 (位置の指定は不可)
色数	4色カラー
広告掲載料最低価格	34,700円 (消費税込)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業所につき1枠の申込とする。(同一事業所による2枠一括の申込は不可) ・上記配布期間(広告使用期間)にて同パンフレットの増刷等を行う場合は、掲載広告を継続して使用するものとする。

募集対象

所在地	浜松市内
業種	介護保険法による指定または許可を受けた介護サービス事業所

浜松市のお問い合わせ窓口

平日8:30~17:15 土・日曜、祝日および年末年始は除く

区役所等	電話番号	所在地
中区役所 長寿保険課	(053) 457-2324	〒430-8652 中区元城町103-2
東区役所 長寿保険課	(053) 424-0184	〒435-8686 東区流通元町20-3
西区役所 長寿保険課	(053) 597-1119	〒431-0193 西区雄踏一丁目31-1
南区役所 長寿保険課	(053) 425-1572	〒430-0898 南区江之島町600-1
北区役所 長寿保険課	(053) 523-2863	〒431-1395 北区細江町気賀305
引佐協働センター	(053) 542-1111	〒431-2295 北区引佐町井伊谷616-5
三ヶ日協働センター	(053) 524-1111	〒431-1495 北区三ヶ日町三ヶ日500-1
浜北区役所 長寿保険課	(053) 585-1122	〒434-8550 浜北区西美薙6
天竜区役所 長寿保険課	(053) 922-0065	〒431-3392 天竜区二俣町二俣481
春野協働センター	(053) 983-0001	〒437-0604 天竜区春野町宮川1467-2
佐久間協働センター	(053) 966-0002	〒431-3901 天竜区佐久間町佐久間429-1
水窪協働センター	(053) 982-0002	〒431-4195 天竜区水窪町奥領家2980-1
龍山協働センター	(053) 966-2113	〒431-3804 天竜区龍山町大嶺570-1

掲載スペース
縦85mm 横85mm

掲載スペース
縦85mm 横85mm

はままつの介護保険 平成27年度版 第2刷

編集・発行：平成27年3月 浜松市健康福祉部介護保険課

☎(053) 457-2374

(このパンフレットに記載した内容は、平成27年3月現在の情報に基づいています。)

禁無断転載 ◎浜松市

※このパンフレットは再生紙を使用しています。

